

町田市民バス等に掲示する有料広告の取扱基準

令和8年1月7日

施行

都市づくり部交通事業推進課

第1 趣旨

この基準は、町田市有料広告掲載取扱要綱（2004年4月1日制定）に基づき、町田市とバス事業者が連携して運行をしている町田市民バス等の車内に掲示する有料広告に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準において有料広告とは、町田市民バス等の車内に掲示するB3版（364mm×515mm）の用紙をいう。

第3 対象路線

- (1) 町田市民バスまちっこ（公共施設巡回ルート・相原ルート）
- (2) 小山田桜台・多摩南部地域病院間運行事業

第4 有料広告の掲示期間

- 1 有料広告の掲示期間は1ヶ月単位とする。その初日及び末日は別に定める。
- 2 市長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、掲示期間を指定することができる。

第5 有料広告掲示料

- 1 有料広告掲示料は、1掲示あたり（予備車両分を含む）1ヶ月につき3,300円（税込）とする。
- 2 有料広告掲示料の算定における「1ヶ月」とは、掲示日を起点とし、翌月の同一日の前日までの期間を指すものとする。

第6 規制業種又は事業者

町田市広告掲載基準第3条に掲げる業種又は事業者の有料広告は掲示しない。

第7 有料広告の掲示基準

掲示できる有料広告は、町田市広告掲載基準第4条の各号のいずれにも該当しないものとする。

第8 有料広告の募集

有料広告の募集は、町田市ホームページ等を利用して行うものとする。

第9 有料広告掲示の申込み

有料広告を掲示しようとする事業者は、町田市有料広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする有料広告の原稿その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第10 有料広告掲示の決定

- 1 市長は、第9に規定する申込みがあったときは、その内容を審査し、有料広告の掲示を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査に当たり、特に必要と認めるときは、都市づくり部契約事務適正化委員会に検討させることができる。
- 3 有料広告掲示申込の結果は、町田市有料広告掲載申込結果通知書（第2号様式甲・乙）により、申込みをした事業者（以下「広告主」という。）に通知する。

第11 有料広告の提出

第10の規定により有料広告掲示の決定を受けた広告主は、有料広告掲示開始日の2週間前までに交通事業推進課に持ち込むものとする。

第12 有料広告掲示料の納付及び経費の負担

- 1 広告主は、市が発行する納付書により、有料広告掲示料を市長の定める期日までに、一括して納付するものとする。
- 2 有料広告の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

第13 有料広告掲示の取消

市長は、有料広告の掲示後においてもその内容等について随時確認を行い、広告主等が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該有料広告の広告掲示期間中であっても、有料広告掲示を取り消すことができる。

- （1）広告主から有料広告掲示辞退の申出があったとき。
- （2）広告主及び有料広告が、第6及び第7に該当することとなったとき。

- (3) 有料広告掲示料を指定期日までに納入しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

第14 有料広告掲示料の還付

既納の有料広告掲示料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、有料広告掲示ができなくなったときは、この限りではない。

第15 その他

この基準に定めるもののほか、町田市民バス等に掲示する有料広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、2026年1月7日から施行する。